



〒532-0011 大阪市淀川区西中島3丁目8番2号KGビル10F
TEL (06)6838-1711 FAX (06)6838-1789
Email info@yodogawaroukyou.gr.jp
URL <http://www.yodogawaroukyou.gr.jp>

Monthly Hot News

令和4年4月1日より「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化されます

事業主は、雇用する労働者又は当該事業主（その者が法人である場合は、その役員）が行う職場におけるパワーハラスメントを防止するため、雇用管理上次の措置を講じなければならない。

（1）事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

（2）相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
 - ④相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること
- ※職場におけるパワハラの発生のおそれがある場合や、パワハラに該当するか否かが微妙な場合であっても、広く相談に対応すること

（3）職場におけるパワハラに関する事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ⑥速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと
- ⑦事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと
- ⑧再発防止に向けた措置を講ずること（事実確認ができなかった場合も含む）

（4）（1）から（3）までの措置と併せて講ずべき措置

- ⑨相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること
- ⑩相談したこと等を理由として解雇その他不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

<行うことが望ましい取組（※一部抜粋）>

- セクハラ、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等と一元的に相談に応じることのできる体制の整備
- 職場におけるパワハラを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際、他の事業主が雇用する労働者、就職活動中の学生等の求職者、個人事業主、インターンシップを行う者等に対しても同様の方針を併せて示す
- カスタマーハラスメントに関し、相談体制の整備、被害者への配慮のための取り組み、被害防止のための取り組みを行うこと

<職場におけるパワーハラスメントとは>

職場において行われる ①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるもの であり、①～③までの要素を全てみたす行為。

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については該当しません。

<職場におけるパワハラの代表的な言動の類型>

- (1) 身体的な攻撃（暴行・傷害）
- (2) 精神的な攻撃（脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言）
- (3) 人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）
- (4) 過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害）
- (5) 過小な要求（業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）
- (6) 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

※個別の事案の状況等によって判断が異なる場合もあり得ること、職場におけるパワハラに該当するか微妙なものも含め広く相談に対応するなど、適切な対応を行うようにすることが必要。

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について

利用要件

次の(1) または (2) のいずれかに該当する場合に申請が可能です。

(1) 自覚症状(※1)があり、労務が困難な場合(※2)

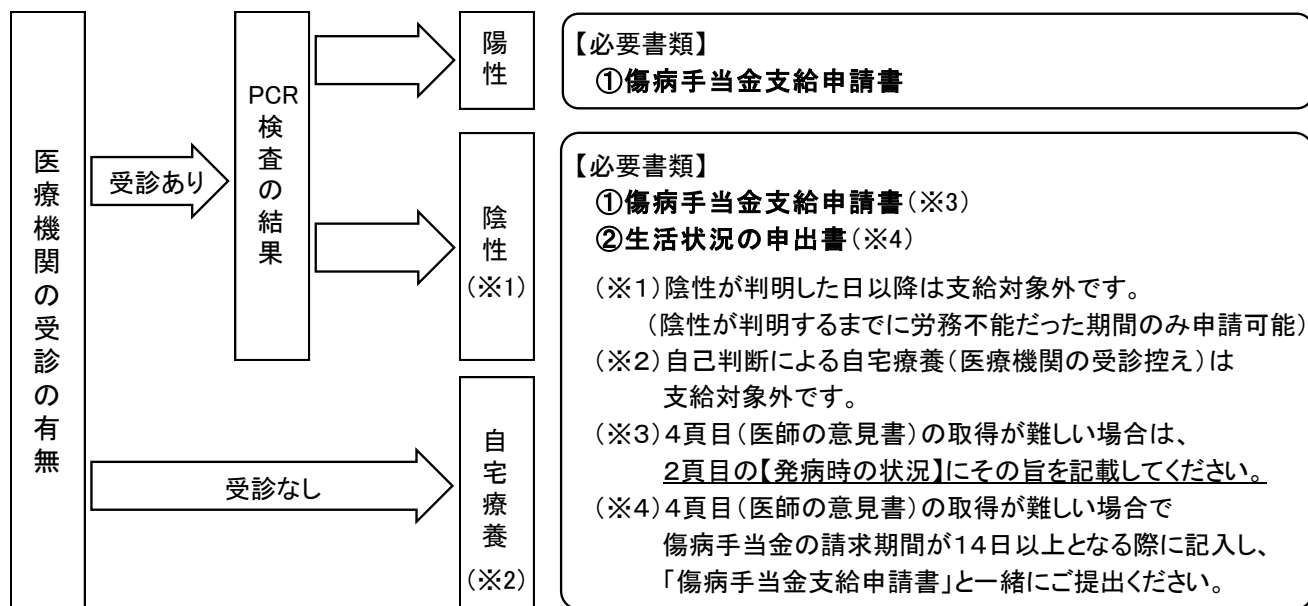
(2) 自覚症状(※1)はないが、医療機関を受診しPCR検査を受けた結果「陽性」となった場合

(※1) 自覚症状＝風邪の症状や37.5℃以上の発熱。

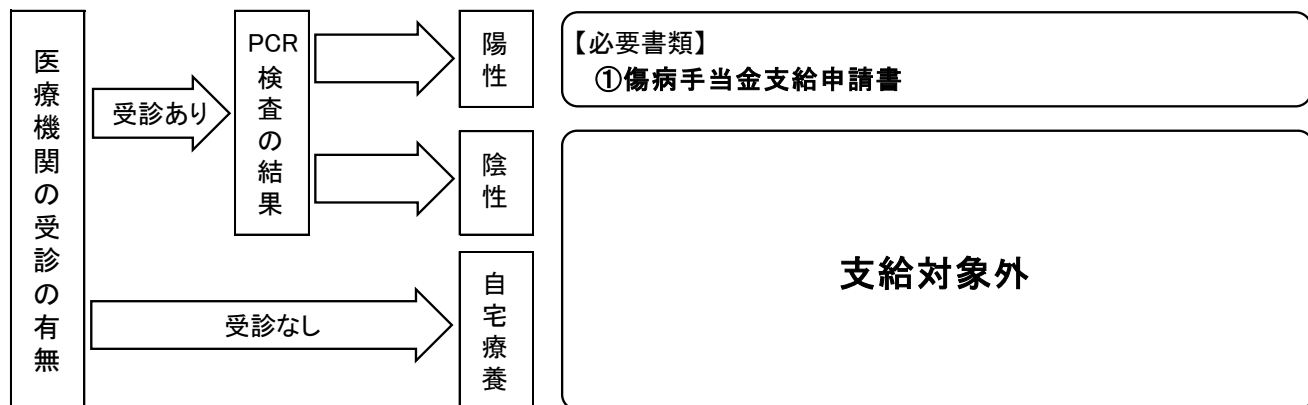
または、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

(※2) 陰性が判明した日以降は、申請対象外です。

自覚症状「あり」



自覚症状「なし」



令和4年度 協会けんぽ保険料率の改定（本年3月分(4月納付分)から適用）

令和4年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、下記の通りとなります。

●健康保険料率 ※健康保険料率は都道府県ごとに異なります。

大阪府	10.22%	兵庫県	10.13%	京都府	9.95%
奈良県	9.96%	滋賀県	9.83%	和歌山県	10.18%

●介護保険料率 ※全国一律 **1.80 % ⇒ 1.64 %** ※事業主・被保険者折半負担